

自船の安全確保3か条

・発航前点検の励行

機関などのトラブルによる海難を未然に防ぐため、船体とエンジンまわり、燃料の量、バッテリーの状態等の点検を必ず実施しましょう。

・常時見張りの徹底

航行中、漂泊中に関わらず、常時適切な四囲の見張りを行い、早期の避航を心掛けましょう。

・故障時に備え、救助支援者の確保

発航する際は、万が一の海難発生に備え、仲間の船やマリナー等の救助艇による救助体制をあらかじめ確保し、入港時刻等を家族やマリナー等へ連絡しておきましょう。

**小型船舶操縦士の免許が
必要な船舶の乗船者には
ライフジャケットの着用義務
があります!**

令和4年2月1日から、船長に対して
違反点数が付与されます。



発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。
発航前の検査義務違反は行政処分の対象となります。



エンジン始動前の検査

船体の検査

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



エンジンの検査

- ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ⑥ 冷却清水の量は十分ですか。
- ⑦ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。



救命設備等その他の検査

- ⑧ ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。



エンジン始動後の検査

エンジンの状態確認

- ⑪ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計または電圧計は正常値を指していますか。
- ⑫ 冷却用の海水は通常どおりの量及び勢いで排出されていますか。
- ⑬ エンジンから異常な音や臭いは出ていませんか。



© 2014 JMRA/KAZI

もし事故が発生した時は？

事故が発生したら、直ちに人命・船舶の救助を行うとともに、海上保安庁（118番）、付近の船舶などへ以下の項目について連絡してください。自船（乗船者）に緊急事態が発生していることを周りに知らせることが重要です。

- 通報者の名前
- どのような事故か（衝突、転覆、急病、海中転落など）
- 事故発生場所（通報場所）はどこか（場所が不明な場合、出航場所及び事故発生場所への航行時間等）
- 傷病者の人数、傷病の状況及び実施した措置
- 船名、船種、乗船人数、船体の特徴
- 今通報している以外に利用できる連絡手段
- 船舶の状況及び実施した措置
- その他参考事項



仙崎海上保安部

海上保安庁からの情報提供

ウォーターセーフティガイド

海で安全に安心して楽しむための事故防止のための情報を発信する総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」では、海に関する知識、アクティビティごとの特性や推奨される装備品、習得すべき技術等について掲載しています。

Water Safety Guide



海上保安庁



海難速報

海上保安庁が広報した海難の概要を毎日掲載しています。

船舶海難速報

マリンレジャー
人身海難速報



SNSによる情報発信

事故防止の情報や、安全啓発動画などをSNSにて発信しています。

ツイッター公式アカウント
「@JCG_koho」



YouTube公式アカウント
「海上保安庁」



トラブルシューティング

海上での機関トラブルが多発しています。トラブル発生時はトラブルシューティングを参考に、不具合の原因を探りましょう。



船外機
(4ストロークエンジン)



船内機・船内外機
(ディーゼルエンジン)



水上オートバイ



仙崎海上保安部